

第四十四 すべて各係に於て處理を了したる甲、丙名票、覺書及削除し又は不用となりたる究明用カード及保管名票は第三十三のロ(イ)に示す要領により註記及標識を施したる後同一未復員者について一まとめとしこれを索引係に返付する。

第四十五 前項の處理資料は索引係に於て音順別に整理保管しその處分は班長の指示をまつて行うものとする。

第六章 死亡認定及推定に關する事務要領

第四十六 総班の行う死亡認定に關する事務は調査擔任甲に屬する未復員者につき復員業務規程第十七條第二號に該當するものについて世話談の請求ありたる場合及所長の命令ありたる場合にこれを行ひ

第四十七 死亡認定及推定に關する事務は總班長擔任班係を指定して之を命ずるものとする

第四十八 外地(狀況により上陸地)で作製された死亡者連名簿を入

手したるときは資料提供者の性格、名簿作製當時の状況並に経緯等を調査し名簿の信憑度を審査する。

その要領左の通り。

一、擔任調査係

イ、調査を開始すると共に適時連名簿を作業總班に送付し一索引係經由乙名票に轉記すると共に全索引照合の結果を補修し連名簿と共に返兵を受付ける。

ロ、未把握者に就ては外務省と連絡して軍人、邦人の別を検討した上軍人と判断されるものについては關係世話課に對し在籍調査を依頼する。

又把握者單の諸元不備のものについては關係課、世話課等と連絡して補正する。

ハ、調査結果及名簿内容の精度を綜合検討し該名簿の價値及利用に關する判決を附し總務係へ送付して總班長以上の再審査及補

0545

後の事務處理を受ける。

2、總務係

班係より送付を受けた書類を點檢・再審査して意見を附し總班長に提出しその命ずる事務を擔當する。

第七章 現地通信票の整理要領

第四十九 現地通信票は單に現在殘留者を掌握するのみならず外務省の行う現地に対する直接的通信調査のため未復員資料保有者及通信媒介者を掌握整理するためこれを使用する。

第五十 現地通信票整理のための簿冊左の通り

1、現地通信者索引簿

現地準備のありたる軍人（属）についての索引とし音順別に之を作製する。その様式附表第九の通り

2、現地通信資料整理票